

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町  
合 併 協 議 会

第 1 0 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 5 年 1 月 1 6 日 ( 木 )  
午後 1 時 3 0 分 ~

場 所 : 久美浜町福祉センター

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

( 1 ) 協議第 1 号 7 農業委員会の定数及び任期の取扱いに関すること  
( 継続協議 )

( 2 ) 協議第 2 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い ( その 6 )

( 3 ) 協議第 3 号 1 9 - 2 6 上水道等の取扱い ( その 2 )

( 4 ) 協議第 4 号 1 9 - 2 7 下水道等の取扱い ( その 2 )

( 5 ) 協議第 5 号 1 9 - 2 9 商工観光事業の取扱い ( その 6 )

( 6 ) 次回の議題について

- ・ 協定項目の協議について

( 7 ) 次回の小委員会の予定について

第 1 1 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 5 年 2 月 7 日 ( 金 ) 午前 9 時 3 0 分から

場 所 : 網野町 あみの図書館

### 3 その他

第10回 建設・産業小委員会

協議第2号

**19-24 建設関係事業の取扱い(その6)**

平成15年 1月16日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	17 道路法による新規道路の認定基準				分科会名	都市計画建設分科会
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 路線の認定	道路法第8条により町長が認定した路線	同左	同左	同左	同左	同左
2 認定基準の概要	道路の幅員は、4m以上のもの 道路は、町に帰属し、所有権以外の権利の設定がないもの 道路の起点若しくは終点が国、府道若しくは町道に接続しているもの又は一方が官公庁、公会堂その他公共の施設物に通じており、他に代わるべき道路がないもの	道路の幅員については、車道幅4.0m、路肩0.5m×2以上であること。 ただし、特別に認められた場合は、車道幅を1.0m減じた値とする。 (大宮町における町道の認定及び廃止に関する規則)	町道は、道路幅員が4m以上のものでなければならない。ただし、特に町長が必要と認められた場合は、この限りでない。	規定なし	町道は、道路幅員が2m以上のものでなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。	規定なし
3 認定の区分	1級路線 ・町内を縦断し、横断し、又は循環して幹線の形態をなしている路線及び国・府道又は幹線に接続して公共施設に至っている路線並びに集落をつなぐ路線で、特に利用度の高いもの  2級路線 ・集落内の道路であって、1級路線に次ぐ重要道路  3級路線 ・1、2級路線以外の道路であって、1・2級路線に次ぐ道路級外路線 ・1、2、3級路線以外の道路特別路線 ・市街地内路線、都市計画路線及びこれに付随する区画路線	1級路線 ・町内を縦断又は循環して幹線の形態をなしている路線 ・家屋の連坦地帯を貫通しその地域内の幹線と認められる路線 ・その他特に重要と認められる路線  2級路線 ・家屋の連坦地帯を通ずる路線で1級路線以外の重要と認められる路線  その他路線 ・1級路線及び2級路線以外の路線	1級町道 ・町内を縦断又は循環して幹線の形態をなしている路線並びに府道又は幹線の形態をなしている路線から公用若しくは公共の施設に連絡する道路及び集落から集落に連絡する道路のうち特に利用度の高いもの  2級町道 ・1級町道を除き、公用若しくは公共の施設に連絡する路線、集落から集落に連絡する道路及び人家内道路のうち利用度の高いもの  3級町道 ・1、2級町道以外のもの	1級町道 ・国土交通省の「1級市町村道選別基準」により選定  2級町道 ・国土交通省の「2級市町村道選別基準」により選定  その他町道 ・同左	1級町道 ・町内を縦断、横断、又は循環して幹線の形態をなしている道路及び公共の施設に連絡する道路並びに集落間を連絡する道路で、特に利用度、重要度の高いもの  2級町道 ・1級町道を除き、公共の施設に連絡する道路、集落間を連絡する道路及び家屋の連坦地帯の道路で、1級町道に次ぐ重要度の高いもの その他町道 ・1、2級町道以外のもの	1級町道 丹後町に同じ  2級町道 丹後町に同じ  その他町道 ・同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町道路の認定及び道路工事受益者分担金に関する条例	道路の認定及び土木工事費の受益者分担金に関する条例	道路の認定及び町道工事分担金徴収条例		弥栄町道路の認定等に関する条例	久美浜町道路の認定に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	17 道路法による新規道路の認定基準	分科会名		都市計画建設分科会	
課 題		調 整 結 果			
<p>1 路線の認定 なし(各町とも道路法に基づき認定している)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>道路法 (市町村道の意義及びその路線の認定) 第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。 5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。</p> </div> <p>2 認定基準の概要 峰山町・大宮町・網野町・弥栄町において認定基準が定められており、丹後町・久美浜町においては、認定基準がない。</p> <p>3 認定の区分 認定区分については、峰山町のみ5階級の区分となっている。</p>		<p>(案)</p> <p>1 路線の認定 道路法に基づく処理のため、現行のとおり新市に継承する。</p> <p>2 認定基準の概要 新市における新規市道の認定基準は、道路幅員が4m以上のものを基本として、新市において新たな基準を作成する。</p> <p>3 認定の区分 条例上の認定区分は廃止し、国土交通省による幹線市町村道の基準により認定する。 (国土交通省による幹線市町村道の基準が定められていることから、条例上特に定める必要はない。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省による幹線市町村道の基準</p> <p>幹線1級市町村道の基準 地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で、一般国道及び都道府県以外の道路のうち次の各号のいずれかに該当するもの。 1) 都市計画決定された幹線街路 2) 主要集落(戸数50戸以上、以下同じ)とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 3) 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設または主要生産施設とを連絡する道路 4) 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路 5) 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線1級市町村道を連絡する道路 6) 大都市または地方開発のため特に必要な道路</p> <p>幹線2級市町村道の基準 幹線1級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で次の各号のいずれかに該当する道路 1) 都市計画決定された補助幹線街路 2) 集落(25戸以上、以下同じ)相互を連絡する道路 3) 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路 4) 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県、または幹線1級市町村道とを連絡する道路 5) 大都市または地方開発のために必要な道路</p> <p>その他の市町村道 1) 幹線1級及び、幹線2級市町村道以外の市町村道</p> </div>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	18 町道認定の状況	分科会名		分科会名	都市計画建設分科会

項 目	現 況																				
	峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町										
	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)									
1 町道認定の状況	1級路線	25	25.1	1級路線	9	7.6	1級町道	17	19.3	1級町道	5	3.6	1級町道	8	10.4	1級町道	17	26.3			
	2級路線	44	27.9	2級路線	8	7.8	2級町道	16	18.2	2級町道	11	20.1	2級町道	7	10.5	2級町道	7	10.5	2級町道	15	17.6
	3級路線	245	71.7	その他路線	373	120.2	3級町道	472	143.5	その他町道	303	109.3	その他町道	349	148.2	その他町道	591	286.1			
	級外路線	214	86.1																		
	特別路線	87	20.2																		

  

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計
路線数	615路線	390路線	505路線	319路線	364路線	623路線	2,816路線
延長	231.0 km	135.6 km	181.0 km	133.0 km	169.1 km	330.0 km	1,179.7 km

  

根拠条例・要綱・規則等	峰山町道路の認定及び道路工事受益者分担金に関する条例	道路の認定及び土木工事費の受益者分担金に関する条例	道路の認定及び町道工事分担金徴収条例	道路法	弥栄町道路の認定等に関する条例	久美浜町道路の認定に関する条例
-------------	----------------------------	---------------------------	--------------------	-----	-----------------	-----------------

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	18 町道認定の状況	分科会名	都市計画建設分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>1 町道認定の状況 なし</p>		<p>(案) 1 町道認定の状況 合併時における町道については、全て新市に継承し、市道とする。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い					整理番号	専門部会名	建設部会
分類	22 住宅地整備審議会					分科会名	都市計画建設分科会	
現 況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 審議会の有無	無	同左	同左	同左	同左	有		
2 設置						住宅及び宅地の整備について、調査及び審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として久美浜町住宅地整備審議会を置く。		
3 組織						委員10人以内で構成 任期=2年 会長及び副会長は委員の互選		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方自治法</p> <p>第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> </div>								
根拠条例・要綱・規則等						久美浜町住宅地整備審議会 条例		



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	22 住宅地整備審議会		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
久美浜町のみ制度である。		<p>(案)                      合併時において、廃止とする。                      (当該制度は、久美浜町の住宅及び宅地の整備について調査・審議するために設置されたものであり、すでに答申を受け作業は終了している。このことから一旦制度は廃止とし、新市において設置の必要がある場合は、改めて制度化することとする)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い					整理番号	専門部会名	建設部会
分類	23 建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱					分科会名	都市計画建設分科会	
		現 況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 目的	建設工事から暴力団を排除し、建設業の健全な発展と建設工事の適正な履行の確保に寄与することを目的とする。	同左	同左	同左	同左	同左		
2 対策会議の設置	暴力団排除対策会議を設置し、次の業務を行う。 建設工事から暴力団を排除するための対策についての協議に関すること。 公共工事の指名に際しての暴力団排除の措置に関すること。 その他の業務に関すること。	同左	同左	同左	同左	同左		
3 組織	助役・収入役・教育長・総務課長・企画商工課長・農林課長・建設課長・水道課長  *座長=助役 *副座長=収入役	助役・収入役・教育長・総務課長・企画商工課長・町民課長・農林課長・建設課長・上下水道課長  *座長=助役 *副座長=収入役	助役・収入役・教育長・総務課長・財政課長・農林水産課長・建設課長・上下水道課長  *座長=助役 *副座長=収入役	町長・助役・収入役・教育長・総務課長・農林水産課長・商工観光課長・建設課長  *座長=町長 *副座長=助役	町長・助役・収入役・教育長・総務課長・産業振興課長・建設課長  *座長=町長 *副座長=助役	助役・収入役・教育長・参事・企画財政課長・総務課長・農林課長・建設課長・上下水道課長  *座長=助役 *副座長=収入役		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱	大宮町建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱	網野町公共工事からの暴力団等排除対策措置要綱	丹後町建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱	建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱	久美浜町建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	23 建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
特になし(組織以外は、各町同じ扱いとなっている)		(案) 新市において、新たな要綱を制定する。		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

第10回 建設・産業小委員会

協議第3号

**19-26 上水道等の取扱い(その2)**

平成15年 1月16日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い		整理番号		専門部会名	上下水道部会					
分類	1 上水道事業		分科会名		上水道分科会						
項目	現		況		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 水道料金単価表 (平成14年3月31日現在)	料金単位:円		料金単位:円		料金単位:円		料金単位:円		該当施設なし	該当施設なし	
	料金	基本料金 (1ヶ月当り)	超過料金(1m3当り)	料金	基本料金 (1ヶ月当り)	超過料金(1m3当り)	口径	基本料金			
	用途	水量	料金	施設	水量	料金	基本 水量	基本料 金			
	一般用			一般家 庭用			5m3				
	浴場営 業用	5m3	670	営業用 官公署 用	5m3	640					
			臨時用	10m3	2,000						
私設消火栓	1回5分以内	1,500円									
	(消費税別)		(消費税別)		(消費税別)		(消費税別)				
根拠条例・要綱・規則等	峰山町給水条例		大宮町水道事業給水条例		網野町水道条例		丹後町給水条例				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	1 上水道事業		分科会名	上水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 水道料金単価表 各町の料金単価に大きな相違がある。</p>		<p>(案) 3 水道料金単価表 上水道料金については現行(合併時の料金体系)どおりとし、新市移行後、水道事業審議会等において適正料金の協議を行い、上水道・簡易水道・飲料水供給施設等の全ての料金を統一するよう調整する。 (水道料金については、同一市内・同一料金とすることが望ましいが、各町の料金格差が大きいため、合併時に統一することは困難である。従って、新市移行後に統一を図るよう調整する)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 簡易水道事業		分科会名	上水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 水道料金単価表 各町の料金単価に大きな相違がある。</p>		<p>(案) 3 水道料金単価表 簡易水道料金については現行(合併時の料金体系)どおりとし、新市移行後、水道事業審議会等において適正料金の協議を行い、上水道・簡易水道・飲料水供給施設等の全ての料金を統一するよう調整する。 (水道料金については、同一市内・同一料金とすることが望ましいが、各町の料金格差が大きいため、合併時に統一することは困難である。従って、新市移行後に統一を図るよう調整する)</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会																																																																																							
分類	3 飲料水供給施設等	分科会名			上水道分科会																																																																																							
項目	現		況																																																																																									
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																																						
3 水道料金単価表 (平成14年3月31日現在)	<p>料金単位：円</p> <p>・飲料水供給施設 1か月につき800円</p> <p>・飲料水簡易給水施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>20m3 まで</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>20m3 以上</td> <td>1m3 につき 145</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p>	区分	水量	金額	基本料金	20m3 まで	1,200	超過料金	20m3 以上	1m3 につき 145	該当施設なし	<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td rowspan="7">5m3</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,830</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>2,670</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>3,370</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>4,080</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>5,130</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過料金(月額1m3につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>20mm以下</th> <th>25mm以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6m3以上51m3未満</td> <td>150</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>51m3以上101m3未満</td> <td colspan="2">170</td> </tr> <tr> <td>101m3以上201m3未満</td> <td colspan="2">180</td> </tr> <tr> <td>201m3以上</td> <td colspan="2">200</td> </tr> </tbody> </table> <p>臨時用(6m3以上) 工事に使用する場合は480円 6か月以内の一時的使用は250円</p> <p>(消費税別)</p>	口径	基本水量	基本料金	13mm	5m3	1,200	20mm	1,830	25mm	2,670	40mm	3,370	50mm	4,080	75mm	5,130	口径	20mm以下	25mm以上	6m3以上51m3未満	150	160	51m3以上101m3未満	170		101m3以上201m3未満	180		201m3以上	200		管理施設なし	<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金施設</th> <th>基本料金 10m3/月</th> <th>超過料金 1m3当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘越・吉野</td> <td>370</td> <td rowspan="2">80</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p>	料金施設	基本料金 10m3/月	超過料金 1m3当り	掘越・吉野	370	80	上記以外	930	<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m3 以下</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校用</td> <td>20m3 以下</td> <td>2,910</td> </tr> <tr> <td>10m3 以下</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1m3 につき 195 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過料金(1m3当り)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td>11m3~20m3</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>21m3~30m3</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>31m3~50m3</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>51m3 以上</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校用</td> <td>11m3~20m3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>21m3~30m3</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>31m3~50m3</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨時用</td> <td>11m3~20m3</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>21m3~30m3</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>31m3~50m3</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>51m3 以上</td> <td>245</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	用途	基本水量	基本料金	一般用	10m3 以下	1,260	学校用	20m3 以下	2,910	10m3 以下	2,420	プール	1m3 につき 195 円	一般用	11m3~20m3	145	21m3~30m3	155	31m3~50m3	165	51m3 以上	195	学校用	11m3~20m3	-	21m3~30m3	155	31m3~50m3	165	臨時用	11m3~20m3	245	21m3~30m3	245	31m3~50m3	245	51m3 以上	245
区分	水量	金額																																																																																										
基本料金	20m3 まで	1,200																																																																																										
超過料金	20m3 以上	1m3 につき 145																																																																																										
口径	基本水量	基本料金																																																																																										
13mm	5m3	1,200																																																																																										
20mm		1,830																																																																																										
25mm		2,670																																																																																										
40mm		3,370																																																																																										
50mm		4,080																																																																																										
75mm		5,130																																																																																										
口径		20mm以下	25mm以上																																																																																									
6m3以上51m3未満	150	160																																																																																										
51m3以上101m3未満	170																																																																																											
101m3以上201m3未満	180																																																																																											
201m3以上	200																																																																																											
料金施設	基本料金 10m3/月	超過料金 1m3当り																																																																																										
掘越・吉野	370	80																																																																																										
上記以外	930																																																																																											
用途	基本水量	基本料金																																																																																										
一般用	10m3 以下	1,260																																																																																										
学校用	20m3 以下	2,910																																																																																										
	10m3 以下	2,420																																																																																										
	プール	1m3 につき 195 円																																																																																										
一般用	11m3~20m3	145																																																																																										
	21m3~30m3	155																																																																																										
	31m3~50m3	165																																																																																										
	51m3 以上	195																																																																																										
学校用	11m3~20m3	-																																																																																										
	21m3~30m3	155																																																																																										
	31m3~50m3	165																																																																																										
臨時用	11m3~20m3	245																																																																																										
	21m3~30m3	245																																																																																										
	31m3~50m3	245																																																																																										
	51m3 以上	245																																																																																										
根拠条例・要綱・規則等	峰山町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例 峰山町飲料水簡易給水施設の設置及び管理に関する条例		網野町水道条例		弥栄町給水条例	久美浜町簡易水道等事業給水条例																																																																																						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 飲料水供給施設等		分科会名	上水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 水道料金単価表 各町の料金単価に大きな相違がある。</p>		<p>(案) 3 水道料金単価表 飲料水供給施設等の水道料金については現行(合併時の料金体系)どおりとし、新市移行後、水道事業審議会等において適正料金の協議を行い、上水道・簡易水道・飲料水供給施設等の全ての料金を統一するよう調整する。 (水道料金については、同一市内・同一料金とすることが望ましいが、各町の料金格差が大きいため、合併時に統一することは困難である。従って、新市移行後に統一を図るよう調整する)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い				整理番号		専門部会名	上下水道部会				
分類	4 加入金・分担金				分科会名	上水道分科会						
現 況												
項 目	峰 山 町		大 宮 町		網 野 町		丹 後 町		弥 栄 町		久 美 浜 町	
(平成14年3月31日現在:税込)	金額単位:円		・上水道事業 金額単位:円		金額単位:円		金額単位:円		金額単位:円		金額単位:円	
	口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額	口径	分担金額	口径	加入金額	口径	加入金額
	13mm	44,100	13mm	63,000	13mm	39,900	13mm	42,000	13mm	42,000	13mm	50,000
	20mm	100,800	20mm	189,000	20mm	79,800	20mm	73,500	20mm	84,000	20mm	130,000
	25mm	157,500	25mm	315,000	25mm	159,600	25mm	126,000	25mm	126,000	25mm	220,000
	40mm	441,000	30mm	504,000	~		40mm	252,000	40mm	378,000	40mm	670,000
	50mm	682,500	40mm	1,134,000	30mm	438,900	50mm	町長が別に定める額	50mm	588,000	50mm	1,000,000
	75mm	1,575,000	50mm	2,016,000	40mm	877,800	以上		75mm	1,386,000	75mm	2,500,000
	100mm以上	口径比率を勘案して町長が定める額	75mm以上	口径比率を勘案して定める	50mm	2,194,500	75mm		100mm	2,478,000	100mm	
		・簡易水道事業 金額単位:円										
		施設名	口径	加入金額								
		奥大野	13mm	63,000								
			20mm	105,000								
			25mm	210,000								
			30mm以上	315,000								
		三重	1件	210,000								
		森本	1件	63,000								
			但し、既給加入者が給水区域内の他の場所に給水申込をしても加入金は徴収しない									
		竹野川	1件	31,500								
		五十河	1件	26,250								
		常吉	20mm	210,000								
			25mm	315,000								
			30mm	504,000								
			40mm	1,134,000								
		久住	1件	210,000								
返還の有無	無		無		無		無		無		無	
権利異動可能な有無	無		有 (同一事業区域内、かつ、同一簡易水道事業区域内に限る)		有 (全事業区域に可)		有 (同一事業区域内に限る)		有 (全事業区域に可)		有 (全事業区域に可)	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町給水条例		大宮町水道事業給水条例		網野町水道条例		丹後町上水道工事分担金条例		弥栄町給水条例		久美浜町簡易水道等事業給水条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会																														
分類	4 加入金・分担金		分科会名	上水道分科会																														
課 題		調 整 結 果																																
加入(分担)金額に相違がある。		<p>(案)</p> <p>(加入金・分担金)</p> <p>加入(分担)金は全て(上水道・簡易水道・飲料水供給施設等)統一し、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額(円) 消費税別</th> <th>金 額(円) 消費税込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>42,000</td> <td>44,100</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>100,000</td> <td>105,000</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>156,000</td> <td>163,800</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>224,000</td> <td>235,200</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>398,000</td> <td>417,900</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>622,000</td> <td>653,100</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,398,000</td> <td>1,467,900</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>2,486,000</td> <td>2,610,300</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>5,592,000</td> <td>5,871,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加入(分担)金の返還)</p> <p>各町とも、加入(分担)金の返還は行っていないため、新市移行後も返還はしない。</p> <p>(権利の異動)</p> <p>全区域を異動可とし、廃止の場合は、キャップ止等を行う。</p>			口 径	金 額(円) 消費税別	金 額(円) 消費税込	13mm	42,000	44,100	20mm	100,000	105,000	25mm	156,000	163,800	30mm	224,000	235,200	40mm	398,000	417,900	50mm	622,000	653,100	75mm	1,398,000	1,467,900	100mm	2,486,000	2,610,300	150mm	5,592,000	5,871,600
口 径	金 額(円) 消費税別	金 額(円) 消費税込																																
13mm	42,000	44,100																																
20mm	100,000	105,000																																
25mm	156,000	163,800																																
30mm	224,000	235,200																																
40mm	398,000	417,900																																
50mm	622,000	653,100																																
75mm	1,398,000	1,467,900																																
100mm	2,486,000	2,610,300																																
150mm	5,592,000	5,871,600																																
		小委員会確認期日		協議会確認期日																														

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	5 メーター器使用料			分科会名	上水道分科会		
項目		現		況			
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 メーター器使用料(1月につき)							
口 径	13mm	0円	50円	50円	70円	0円	68円
	20mm		100円	70円	110円		146円
	25mm		120円	100円	120円		156円
	30mm		200円				
	40mm		200円	230円	240円		292円
	50mm		500円	350円	1,100円		1,360円
	75mm		1,500円	1,700円	1,500円		1,844円
根拠条例・要綱・規則等		峰山町給水条例	大宮町水道事業給水条例	網野町水道条例	丹後町給水条例	弥栄町給水条例	久美浜町簡易水道等事業給水条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	5 メーター器使用料		分科会名	上水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 メーター器使用料 各町の取扱いに相違がある。</p>		<p>(案) 1 メーター器使用料 当面は現行どおりとし、新市移行後の水道料金改定時において統一する。 (メーター器使用料は、水道料金との関連が深いことから、メーター器使用料のみを先行して改定することは、好ましくない)</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会	
分類	8 減免措置	分科会名	上水道分科会			
	現		況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 減免の根拠規定	峰山町給水条例 峰山町給水条例施行規則	大宮町水道事業給水条例	網野町水道条例 網野町水道条例施行規則	丹後町給水条例	弥栄町給水条例 弥栄町給水条例施行規則	久美浜町簡易水道等事業給水条例
2 減免の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金</li> <li>・不可抗力による漏水に起因する料金</li> <li>・町長が認めたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が認めたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他これに類する災厄のため、その負担に耐えられないもの</li> <li>・給水装置の所有者又は使用者の善良な管理の下に生じた漏水事故</li> <li>・町長が認めたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が認めたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金</li> <li>・不可抗力による漏水に起因する料金</li> <li>・町長が認めたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が認めたもの</li> </ul>
3 減免率	規定なし	規定なし	前年同時期と比して水量の差の5割を超えない範囲	規定なし	規定なし	規定なし
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	8 減免措置		分科会名	上水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>減免の種類規定に若干の相違があるととも、減免率については、網野町のみ具体的な規定となっている。</p>		<p>(案) 網野町の制度をもとに、一元化に調整の上、新市に移行する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	



第10回 建設・産業小委員会

協議第4号

**19-27 下水道等の取扱い(その2)**

平成15年 1月16日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会		
分類	2 公共下水道事業			分科会名		下水道分科会			
現 況									
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
6 料金体系(その1)									
処 理 区 名	峰山処理区	大宮処理区	橋処理区	無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区			
下水道料金	金額単位:円(月額)		金額単位:円(月額)			金額単位:円(月額)			
	区 分	汚水量	金 額	区 分	汚水量	金 額	区 分	汚水量	金 額
	基本料金	5m3まで	650	基本料金	5m3まで	1,000	基本料金	1.0m3まで	1,500
	超過料金 (1m3につき)	6m3~5.0m3	135	超過料金 (1m3につき)	6m3~5.0m3	130	超過料金 (1m3につき)	1.1m3~2.0m3	180
		5.1m3~100m3	140		5.1m3~100m3	140		2.1m3~3.0m3	220
		100m3を超える分	150		101m3~200m3	150		3.1m3~5.0m3	300
					200m3を超える分	170		50m3を超える分	420
	(消費税別)			(消費税別)			(消費税別)		
根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道条例		網野町公共下水道使用料条例			久美浜町下水道条例			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 料金体系(その1) 下水道料金 料金に格差がある。</p>		<p>(案) 6 料金体系(その1) 下水道料金 公共下水道料金については現行(合併時の料金体系)どおりとし、新市移行後、下水道事業審議会等において適正料金の協議を行い、公共下水道事業・集落排水事業の全ての下水道料金を統一するよう調整する。 (下水道料金については、同一市内・同一料金とすることが望ましいが、各町の料金格差が大きいため、合併時に統一することは困難である。従って、新市移行後に統一を図るよう調整する)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い				整理番号	専門部会名	上下水道部会														
分類	2 公共下水道事業				分科会名	下水道分科会															
現 況																					
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町															
6 料金体系(その2)																					
処 理 区 名	峰山処理区	大宮処理区	橋処理区	無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区															
井戸水の取扱	認定汚水量		一般家庭=認定汚水 事業所=メーター計測			専用メーター計測															
温泉水の取扱	取扱無		一般家庭=認定汚水 事業所=メーター計測			専用メーター計測															
休止制度	休止規定の有無	有		有		有															
	根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道条例		網野町公共下水道条例		久美浜町下水道条例															
使用料納付開始時期	検査日の翌日		検査日の翌日			検査日の翌日															
						・量水器使用料(水道水以外) 金額単位:円(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,844</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別)		口 径	使用料	13mm	68	20mm	146	25mm	156	40mm	292	50mm	1,360	75mm	1,844
口 径	使用料																				
13mm	68																				
20mm	146																				
25mm	156																				
40mm	292																				
50mm	1,360																				
75mm	1,844																				
根拠条例・要綱・規則等																					

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱 認定汚水量とメーター計測との相違がある。</p> <p>温泉水の取扱 認定汚水量とメーター計測との相違がある。</p> <p>休止制度 なし</p> <p>使用料納付開始時期 なし</p>		<p>(案)</p> <p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱 メーター計測を基本とし、地形的事情を考慮して、認定汚水も認める。 メーター器の設置工事費は、個人負担とする。</p> <p>温泉水の取扱 メーター計測を原則とする。</p> <p>休止制度 現行のとおり、休止制度を適用する。</p> <p>使用料納付開始時期 現行のとおり、検査日の翌日とする。</p> <p>*量水(メーター)器使用料については、上水道等の取り扱いに準ずる。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業			分科会名		下水道分科会	
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
7 加入金・分担金							
処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橘処理区	丹後処理区 無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区	
加入金・分担金の額	320,000円 一括納付の場合は、300,000円 (2個目以上につき、1個当り120,000円)		供用開始1年以内 260,000円 2年以内 280,000円 3年以内 300,000円 4年目以降 320,000円 (2個目以上につき、1個当り100,000円)			270,000円 (2個目以上も270,000円)	
徴収期間	3年分割又は一括徴収		3年分割又は一括徴収			3年分割又は一括徴収	
減免制度の内容	有 25%~100%		有 25%~100%			有 50%~100%	
負担金の支払時期	接続した月末		接続の翌月			翌年度から3年以内	
負担金の支払方法	納付書及び口座振替		納付書			納付書(1年3分割払)	
新規接続の場合の工事費負担	無		無			無	
根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道事業受益者 分担金に関する条例		網野町公共下水道事業受益者分担金に 関する条例			久美浜町下水道条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業			分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>7 加入金・分担金                  加入金・分担金の額                  金額及び取扱いに相違がある。</p> <p>徴収期間                  なし</p> <p>減免制度の内容                  減免率について若干の相違がある。</p> <p>負担金の支払時期                  支払時期に相違がある。</p> <p>負担金の支払方法                  ほぼ同一の扱いである。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担                  なし</p>			<p>(案)</p> <p>7 加入金・分担金                  加入金・分担金の額                  加入金(分担金)の額は、320,000円とし、                  供用開始1年以内は、270,000円                  2年以内は、280,000円                  3年以内は、300,000円 とする。                  同一敷地内における2個目以上の設置は、1個当り120,000円とする。                  公共マスは全て、新市で管理する。</p> <p>徴収期間                  3年分割又は一括徴収とする。</p> <p>減免制度の内容                  減免制度を採用し、峰山町・大宮町・網野町の制度をもとに調整する。</p> <p>負担金の支払時期                  接続の翌月とする。</p> <p>負担金の支払方法                  納付書及び口座振替とする。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担                  無料とする。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い				整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業				分科会名	下水道分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
11 使用料の減免制度							
処 理 区 名	峰山処理区	大宮処理区	橋処理区	無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区	
減免規定の有無	有 (公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び占用料を減額又は免除することができる。)		有 (公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を軽減し又は免除することができる。)			無	
根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道条例		網野町公共下水道使用料条例				
根拠条例・要綱・規則等							



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>11 使用料の減免制度 久美浜町のみ減免制度がない。</p>		<p>(案) 11 使用料の減免制度 減免制度は適用することとし、制度の内容については、峰山町・大宮町・網野町の制度をもとに調整する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 料金体系(その1) 下水道料金 料金に格差があるとともに、大宮町・弥栄町は人数制、丹後町・久美浜町は水量制となっている。</p>		<p>(案) 6 料金体系(その1) 下水道料金 集落排水事業に係る下水道料金については現行(合併時の料金体系)どおりとし、新市移行後、下水道事業審議会等において適正料金の協議を行い、公共下水道事業・集落排水事業の全ての下水道料金を統一するよう調整する。 (下水道料金については、同一市内・同一料金とすることが望ましいが、各町の料金格差が大きいため、合併時に統一することは困難である。従って、新市移行後に統一を図るよう調整する)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い				整理番号	専門部会名	上下水道部会																											
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業				分科会名	下水道分科会																												
現 況																																		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																												
6 料金体系(その2)																																		
処 理 区 名	該当施設無	三重・森本	該当施設無	成願寺・砂方	和田野・黒部・溝谷吉野	川上南部																												
井戸水の取扱		無		専用メーターで検針	無	専用メーターで検針																												
温泉水の取扱		無		無	無	専用メーターで検針																												
休止制度	休止規定の有無		有	有	有	有																												
	根拠条例・要綱・規則等		大宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例		丹後町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	弥栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則	久美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例																											
使用料納付開始時期		検査又は使用開始届出日		検査又は使用開始届出日	検査又は使用開始届出日	検査又は使用開始届出日																												
				・量水器使用料(水道水以外) 金額単位:円(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 3mm</td><td>70</td></tr> <tr><td>2 0mm</td><td>110</td></tr> <tr><td>2 5mm</td><td>120</td></tr> <tr><td>4 0mm</td><td>240</td></tr> <tr><td>5 0mm</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>7 5mm</td><td>1,500</td></tr> </tbody> </table> (消費税別)	口 径	使用料	1 3mm	70	2 0mm	110	2 5mm	120	4 0mm	240	5 0mm	1,100	7 5mm	1,500		・量水器使用料(水道水以外) 金額単位:円(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 3mm</td><td>68</td></tr> <tr><td>2 0mm</td><td>146</td></tr> <tr><td>2 5mm</td><td>156</td></tr> <tr><td>4 0mm</td><td>292</td></tr> <tr><td>5 0mm</td><td>1,360</td></tr> <tr><td>7 5mm</td><td>1,844</td></tr> </tbody> </table> (消費税別)	口 径	使用料	1 3mm	68	2 0mm	146	2 5mm	156	4 0mm	292	5 0mm	1,360	7 5mm	1,844
口 径	使用料																																	
1 3mm	70																																	
2 0mm	110																																	
2 5mm	120																																	
4 0mm	240																																	
5 0mm	1,100																																	
7 5mm	1,500																																	
口 径	使用料																																	
1 3mm	68																																	
2 0mm	146																																	
2 5mm	156																																	
4 0mm	292																																	
5 0mm	1,360																																	
7 5mm	1,844																																	
根拠条例・要綱・規則等																																		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱い 該当する町は、専用メーター検針としている。</p> <p>温泉水の取扱い 該当する町は、専用メーター検針としている。</p> <p>休止制度 なし</p> <p>使用料納付開始時期 各町同一の扱いであるが、公共下水道との相違がある。</p>		<p>(案)</p> <p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱い メーター計測を基本とし、地形的事情を考慮して、認定汚水も認める。 メーター器の設置工事費は、個人負担とする。</p> <p>温泉水の取扱い メーター計測を原則とする。</p> <p>休止制度 現行のとおり、休止制度を適用する。</p> <p>使用料納付開始時期 公共下水道と同様の扱いとし、検査日の翌日とする。</p> <p>*量水(メーター)器使用料については、上水道等の取り扱いに準ずる。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い					整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業					分科会名	下水道分科会		
現況									
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町			久美浜町	
7 加入金・分担金									
処理区名	該当施設無	三重 森本	該当施設無	成願寺・砂方	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部	
分担金の額		事業費の6.75%以内 (2個目以上につき12万円を 加算)		事業費の6.75%以内	工事費+ の6.75%以内			270,000円	
実績金額		320,000円		330,000円	185,416円	202,066円	212,860円	270,000円	
徴収期間		一括払(分割可)		一括払	一括払	一括払	一括払	3年以内	
減免制度の内容		有 町長が認めた額		有 町長が認めた額	有 町長が認めた額			有 50%~100%	
負担金の支払時期		年度末		年度末	年度末	年度末	年度末	新設年度の翌年度	
負担金の支払方法		年度毎に地元へ請求		年度毎に地元へ請求	年度毎に地元へ 請求	年度毎に地元へ請 求	年度毎に地元へ 請求	1年を3分割し、地元へ請求	
特記事項		1戸当たり負担金限度額 320,000円 供用開始後3年以内は、300, 000円		1戸当たり負担金限度額 330,000円		和田野地区の負担 金を参考に減額			
新規接続の場合の工事費負担		本管から公共マスまでは 個人負担		本管から公共マスまでは 個人負担	工事費の20%、ただし50戸未満の集落は10% 町費負担限度額1,000千円			なし	
新規接続の場合の負担金		320,000円		330,000円	350,000円			270,000円	
根拠条例・要綱・規則等		大宮町農林水産業施設等整備 事業にかかる分担金徴収条例 大宮町農業集落排水処理施設 の設置及び管理に関する条例		丹後町分担金徴収条例	弥栄町農林水産業施設等の工事分担金に関する条例			久美浜町農業集落排水処 理施設の設置及び管理に関 する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業	分科会名		下水道分科会	
課 題		調 整 結 果			
<p>7 加入金・分担金                      分担金の額・実績金額                      上限の定めに相違がある。</p> <p>徴収期間                      一括払と分割払の2通りがある。</p> <p>減免制度の内容                      特になし</p> <p>負担金の支払時期                      久美浜町のみ取扱いが異なる。</p> <p>負担金の支払方法                      久美浜町のみ1年を3分割して、地元へ請求している。</p> <p>特記事項                      大宮町に特典措置がある。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担                      取扱いに相違がある。</p> <p>新規接続の場合の負担金                      金額に相違がある。</p>		<p>(案)</p> <p>7 加入金・分担金                      分担金の額・実績金額                      分担金の額は320,000円とし、                      供用開始1年以内の接続は、50,000円                      2年以内の接続は、40,000円                      3年以内の接続は、20,000円 の奨励金を支給する。                      同一敷地内における2個目以上の設置は、1個当り120,000円とする。                      公共マスは全て、新市で管理する。</p> <p>徴収期間                      一括払とする。</p> <p>減免制度の内容                      減免制度を採用し、統一した内容に調整する。</p> <p>負担金の支払時期                      事業年度の年度末とする。</p> <p>負担金の支払方法                      年度毎に地元へ請求する。</p> <p>特記事項                      大宮町の特典措置は廃止する。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担                      公共下水道と同一の扱いとし、無料とする。</p> <p>新規接続の場合の負担金                      320,000円とする。                      ただし、                      供用開始後1年以内は、270,000円                      2年以内は、280,000円                      3年以内は、300,000円とする。                      なお、徴収期間については、3年分割又は一括徴収とする。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会		
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
11 使用料の減免制度						
処 理 区 名	該当施設無	三重・森本	該当施設無	成願寺・砂方	和田野・黒部・溝谷吉野	川上南部
減免規定の有無		有 公益上その他特別の理由 があると認めるとき		有 公益上その他特別の理由 があると認めるとき	有 公益上その他特別の理由 があると認めるとき	無
根拠条例・要綱・規則等		大宮町農業集落排水処理施設 の設置及び管理に関する 条例		丹後町集落排水処理施設の 設置及び管理に関する条例	弥栄町農業集落排水処理施設 の設置及び管理に関する条例	
根拠条例・要綱・規則等						



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>11 使用料の減免制度 久美浜町のみ減免制度がない。</p>		<p>(案) 11 使用料の減免制度 減免制度は適用することとし、制度の内容については、大宮町・丹後町・弥栄町の制度をもとに調整する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

第10回 建設・産業小委員会

協議第5号

**19-29 商工観光事業の取扱い(その6)**

平成15年1月16日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	2 観光事業の取扱い 観光協会		分科会名		分科会名	観光分科会
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 観光協会	羽衣ステーション (峰山町観光協会)		網野町観光協会	丹後町観光協会	弥栄町観光協会	久美浜町観光振興会
会員数	232名 (団体6 事業者200 個人26)		96団体 (正会員77・賛助会員19)	88団体	113名 (団体11・事業者35 ・個人67)	45団体
役員体制	駅長1名・助役4名 理事15名・監事2名		会長1名・副会長2名 理事10名・監事2名	会長1名・副会長2名 幹事2名・理事15名	会長1名・副会長2名 幹事4名・会計1名 監事2名	会長1名・副会長2名 幹事2名・理事15名
事務局	峰山町商工会内 職員1名(兼務)		観光協会事務局 (KTR網野駅内) 職員2名	観光協会事務局(道の駅内) 職員1名	観光協会事務局 (弥栄町商工会内) 職員1名(兼務)	観光振興会事務局 (久美浜駅内) 職員3名
会 費	1口 2千円~10千円		20千円(正会員) 3千円~40千円(賛助会員)	5千円~300千円	2千円~30千円	5千円~300千円
14年度予算額	9,500千円		16,800千円	10,600千円	7,940千円	17,817千円
参加組織等			琴引浜支部 小浜支部 浅茂川支部 橘支部 料飲組合			小天橋観光協会 久美浜町観光協会 久美浜町果樹観光協会 久美浜町温泉協会
2 観光協会への補助	羽衣ステーション補助金 (峰山町観光協会) ・目的 観光協会への実施事業補助 ・14年度補助金額 3,000千円		網野町観光協会補助金 ・目的 観光協会への人件費及び実施事業補助 ・14年度補助金額 8,997千円 ・根拠条例等 観光関連事業補助金交付要綱	丹後町観光協会補助金 ・目的 観光協会への実施事業補助 ・14年度補助金額 3,710千円 間人港まつり・斎宮初午祭・ 穴文殊まつり等イベント開催 補助含む	弥栄町観光協会補助金 ・目的 観光協会への事業実施補助 ・14年度負担金額 4,940千円 やさか納涼祭・やさか桜まつ り等イベント開催補助含む	久美浜町観光振興会補助金 ・目的 観光振興会への人件費及び実施事業補助金 ・14年度補助金額 10,219千円 小天橋夏まつり・千日会観光 祭り等イベント開催補助含む

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	2 観光事業の取扱い 観光協会		分科会名	観光分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 観光協会</p> <p>大宮町には、観光協会が設立されていない。</p>		<p>(案)</p> <p>1 観光協会</p> <p>観光協会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。</p>		
<p>2 観光協会への補助</p> <p>大宮町以外の5町で実施している。</p>		<p>2 観光協会への補助</p> <p>補助金については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	2 観光事業の取扱い 水難防止関連事業		分科会名		分科会名	観光分科会
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 水難防止関連事業			<u>海水浴場監視員設置事業</u> (町が直接実施) ・目的 海水浴を楽しまれる観光客の安全を確保するために設置する。 ・事業内容 町内にある4海水浴場(掛津・小浜・浅茂川・浜詰)に設置。設置期間は、7月20日から8月18日まで。掛津のみ、8月24、25日も含む。浅茂川については、ライフセーバーを配置。 ・事業費 2,930千円	<u>海水浴場監視員設置事業</u> (観光協会へ委託) ・目的 海水浴を楽しまれる観光客の安全を確保するために設置する。 ・事業内容 町内にある7海水浴場に設置。設置期間は、7月1日から8月31日まで。 ・委託料 1,350千円(丹後町観光協会)		<u>水難防止対策事業</u> (町が直接実施) ・目的 6kmにも及ぶロングビーチでの監視業務 ・業務内容 6名(3箇所)による監視体制の確立 監視船の配置・放送設備の設置 ・事業費 2,759千円
			<u>マリンレスキュー網野救難所</u> ・目的 水難事故防止のためのパトロールや事故発生時に関係機関と連携し、救助活動を行う。 ・事業内容等 海岸パトロール、海難救助活動 ・町補助金 80千円	<u>水難救助船設置委託</u> ・目的 水難事故等が発生した際に、早急な対応により水難救助活動を行う。 ・事業内容 水難救助船設置委託 ・委託料 75千円(丹後町漁協)		<u>水難防止対策協議会</u> ・目的 水難事故防止のために関係機関の連携を図る。 ・事業内容等 水難救助等調整 ・町補助金 90千円

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	2 観光事業の取扱い 水難防止関連事業		分科会名	観光分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 水難防止関連事業</p> <p>海岸3町においては、海水浴客の安全監視、事故発生時の水難救護の事業を実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>1 水難防止関連事業</p> <p>当面現行のまま、新市に引き継ぐ。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会		
分類	1 商工事業の取扱い	商工関連イベント	分科会名	商工分科会		
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 商工関連イベント	<p><u>峰山町産業まつり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 11 月文化の日を中心に 2 日間</li> <li>・開催場所 峰山町役場前防災広場を中心とする会場 8 箇所</li> <li>・実施主体 峰山町 峰山町商工会 京都丹後農業協同組合</li> <li>・13 年度補助金 4,200 千円</li> </ul>	<p><u>大宮町産業文化祭</u> (生き生きフェスタ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 11 月文化の日を中心に 1 日</li> <li>・開催場所 大宮町舎前駐車場・アグリセンター</li> <li>・実施主体 商工会・農協・文化協会を中心として各地区村づくり委員会ほか(行政は各団体との調整にあたる)</li> <li>・13 年度事業費 2,578 千円</li> </ul>	<p><u>網野町産業祭</u> (ふる里ジャンジャン祭)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 11 月第 2 日曜日予定</li> <li>・開催場所 網野町多目的グラウンド・網野町体育センター</li> <li>・実施主体 主催 網野町産業祭実行委員会・網野町商工会 実施組織 約 20 団体</li> <li>・13 年度負担金 1,500 千円</li> </ul>	<p><u>〇てんきてんき村産業まつり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 11 月第 3 日曜日予定</li> <li>・開催場所 道の駅てんきてんき丹後</li> <li>・実施主体 てんきてんき村産業祭実行委員会(実施組織 約 30 団体)</li> <li>・13 年度補助金 800 千円</li> </ul>	<p><u>弥栄町アグリフェスタ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 11 月初旬</li> <li>・開催場所 弥栄町役場周辺駐車場</li> <li>・実施主体 弥栄町 弥栄町商工会 京都丹後農業協同組合 丹後あじわいの郷</li> <li>・13 年度補助金 1,800 千円</li> </ul>	<p><u>〇くみはま交流まるかじりまつり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 11 月第 2 土曜日・日曜日</li> <li>・開催場所 久美浜町浜公園</li> <li>・実施主体 くみはま交流まるかじりまつり実行委員会</li> <li>・13 年度補助金 6,919 千円</li> </ul>
		<p><u>峰山町農林フェスティバル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 11 月文化の日を中心に 2 日間</li> <li>・開催場所 峰山町役場前防災広場</li> <li>・実施主体 峰山町 京都丹後農業協同組合 峰山町農業委員会 丹後地区森林組合</li> <li>・13 年度事業費 361 千円</li> </ul> <p>峰山町産業まつりと同時実施</p>	<p><u>大宮町パンプキンフェスティバル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 9 月中旬</li> <li>・開催場所 (有)常吉村営百貨店前</li> <li>・実施主体 (有)常吉村営百貨店</li> <li>・13 年度補助金 400 千円</li> </ul> <p>ジャンボかぼちゃの大きさ、重さコンテスト</p>	<p><u>網野町ちりめん祭</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 4 月第 2 日曜日予定</li> <li>・開催場所 アミティ丹後周辺</li> <li>・実施主体 網野町ちりめん祭実行委員会(実施組織 約 30 団体)</li> <li>・13 年度負担金 3,000 千円</li> </ul> <p>開催回数 52 回</p>		<p><u>カキ・さかなまつり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時 12 月第 1 日曜日</li> <li>・開催場所 小天橋付近</li> <li>・実施主体 カキ・さかなまつり実行委員会</li> <li>・13 年度補助金 800 千円</li> </ul>

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工関連イベント		分科会名	商工分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 商工関連イベント</p> <p>各町とも産業祭、農業祭を実施している。 実施主体に差異がある。</p>		<p>(案)</p> <p>1 商工関連イベント</p> <p>産業の振興と活気あふれるまちづくりのためのイベントとして、各地域に与えている影響等を考慮し、新市に引継ぐ。 ただし、町が実施主体のイベントについては、住民参加の実行委員会方式への移行を検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号	専門部会名	商工観光部会	
分類	2 観光事業の取扱い 観光関連イベント			分科会名	観光分科会	
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 観光関連イベント	<p><u>フェスタみねやま「飛天」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町民自らが計画・参加・実行して、まちづくりの新たな方向性を模索し、「羽衣伝説」をコンセプトに、丹後の中心にふさわしい「みねやま」らしさを追求する。</li> <li>・実施主体 フェスタみねやま「飛天」実行委員会</li> <li>・開催日 8月上旬</li> <li>・14年度補助金 14,000千円</li> </ul> <p><u>ハイパーステージ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 地域住民に芸術文化交流の場を提供する。</li> <li>・年2回程度開催</li> <li>・実施主体 峰山町</li> <li>・開催日 未定</li> <li>・14年度事業費 498千円</li> </ul>	<p><u>楽市楽座(映画祭)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町民の企画・運営による町民のためのふれあい交流イベントとして実施し、ボランティア活動や健康、福祉、環境についての意識を高める。</li> <li>・実施主体 楽市楽座実行委員会</li> <li>・開催日 7月下旬～8月上旬</li> <li>・14年度町補助金 2,500千円</li> </ul>	<p><u>水無月祭花火大会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 イベントを通じて、美しい海・豊かな伝統文化を伝承する。</li> <li>・実施主体 水無月まつり祭典実行委員会(事務局 浅刈川区)</li> <li>・開催日 7月30日</li> <li>・14年度補助金 100千円</li> </ul> <p><u>はだしのコンサート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 「自然と人の共生。心豊かな観光地づくり」をテーマに丹後固有の美しい風景・風土への思いを町内外にアピールする。</li> <li>・実施主体 はだしのコンサート実行委員会</li> <li>・開催日 6月第1日曜日</li> <li>・14年度補助金 1,000千円</li> <li>・琴引浜で拾ったゴミが入場券</li> </ul>	<p><u>碓高原まつり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 夏休み最後の日曜日を家族揃って標高400mの高原で大自然を満喫してもらう。</li> <li>・実施主体 碓まつり実行委員会</li> <li>・開催日 8月最終日曜日</li> <li>・14年度補助金 1,300千円</li> </ul>	<p><u>あじわいの郷イベント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 あじわいの郷誘客促進 大収穫祭・ふるさとフェスティバル・ミニ花火大会等の開催</li> <li>・実施主体 弥栄町・あじわいの郷</li> <li>・開催日 年間を通して実施</li> <li>・14年度事業費 2,500千円</li> </ul> <p><u>スイス村イベント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 スイス村誘客促進 スキー場びらき・スキー場祭り・スキー大会等の開催</li> <li>・実施主体 弥栄町</li> <li>・実施日 冬期間</li> <li>・14年度事業費 940千円</li> </ul> <p><u>ホテル見学ツアー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 弥栄町のホテルを都会の方に紹介し、誘客につなげる</li> <li>・実施主体 弥栄町</li> <li>・開催日 4月初旬</li> <li>・14年度事業費 100千円</li> </ul> <p><u>丹後・天橋立ミュージックフェスティバル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 弥栄町・宮津市を会場にした音楽祭</li> <li>・実施主体 丹後・天橋立ミュージックフェスティバル実行委員会</li> <li>・開催日 7月</li> <li>・14年度町補助金 1,500千円</li> </ul>	<p><u>くみはま交流わ・わ・わまつり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 和・輪・話の3つの「わ」をテーマとし、人・物・情報の交流により地域の活性化を図る。</li> <li>・実施主体 久美浜町・かぶと山園地管理組合</li> <li>・開催日 5月3日</li> <li>・14年度事業費 4,048千円</li> </ul> <p><u>風蘭の里まつり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 風蘭の館建設に伴い、地域の活性化と交流を図る。</li> <li>・実施主体 風蘭の里まつり実行委員会</li> <li>・開催日 8月16日</li> <li>・14年度補助金 220千円</li> </ul> <p><u>くみはま交流ドラゴンカヌー町民大会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町の特性を活かしたマリンスポーツにより、町民の交流、地域の活性化を図る。</li> <li>・実施主体 久美浜町・久美浜ドラゴンカヌー振興会</li> <li>・開催日 6月23日</li> <li>・14年度事業費 1,564千円</li> </ul> <p><u>くみはま交流ドラゴンカヌー選手権大会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町の特性を活かしたマリンスポーツにより、交流人口の増加を図る。</li> <li>・実施主体 久美浜町・久美浜ドラゴンカヌー振興会</li> <li>・開催日 8月4日</li> <li>・14年度事業費 4,345千円</li> </ul>

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	2 観光事業の取扱い 観光関連イベント		分科会名	観光分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 観光関連イベント</p> <p>各町とも観光振興イベントを実施している。 実施主体に差異がある。</p>		<p>(案)</p> <p>1 観光関連イベント</p> <p>観光振興のイベントとして、各地域に与えている影響等を考慮し、新市に引継ぐ。 ただし、町が実施主体のイベントについては、住民参加の実行委員会方式への移行を検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号		専門部会名	商工観光部会		
分類	2 観光事業の取扱い 観光関連イベント	分科会名		観光分科会			
項目		現況					
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
(つづき)	1 観光関連イベント			<p><u>歴史街道丹後100kmウルトラマラソン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 リピーター率が高いウルトラマラソンを例年開催することにより地域PRや観光促進を図る。</li> <li>・実施主体 歴史街道・丹後100kmウルトラマラソン実行委員会</li> <li>・開催日 9月15日</li> <li>・14年度負担金 3,000千円</li> </ul>	<p><u>歴史街道丹後100kmウルトラマラソン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・開催日 同左</li> <li>・14年度負担金 3,000千円</li> </ul>	<p><u>歴史街道丹後100kmウルトラマラソン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・開催日 同左</li> <li>・14年度負担金 3,000千円</li> </ul>	<p><u>歴史街道丹後100kmウルトラマラソン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・開催日 同左</li> <li>・14年度負担金 3,000千円</li> </ul>

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	2 観光事業の取扱い 観光関連イベント		分科会名	観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 観光関連イベント		(つづき) 1 観光関連イベント		
		小委員会確認期日		協議会確認期日